



働き方改革を推進するための関係法律の整備に

関する法律（平成30年法律第71号）の施行により労働基準法が改正されます。年次有給休暇については、その取得率の向上のために、確実な取得が義務づけられます。施行日は2019年4月1日です。

年次有給休暇とは、一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことです。

1、趣旨

年次有給休暇の取得率が低迷しており、いわゆる正社員の約16%が年次

有給休暇を1日も取得しておらず、また、年次有

が与えなければならぬ年次有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係る年次有給休暇の日数のうち、5日については、基準日から1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければなりません。

ただし、労働者による時季指定や計画的取得によって付与された日数は、有給休暇を与えること

次有給休暇を定めることを当該労働者に明らかにした上で、その時季について当該労働者の意見を聴かなければなりません。また、使用者は、年次有給休暇の時季を定めるに当たっては、できる限り労働者の希望に沿った時季指定となるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

6、参考事項

(1) 基準日について

施行日（2019年4月1日）以降、最初に10日以上の年次有給休暇を付与する日（基準日）の前日までは、時季指定の義務はかからず、施行日以降の初の基準日から義務が発生します。

(2) 半日単位年休について

給休暇をほとんど取得していない労働者については長時間労働者の比率が高い実態にあることを踏まえ、年5日以上の年次有給休暇の取得が確実に進む仕組みを導入することとなりました。

2、使用者の時季指定義務

使用者は、労働基準法第39条第1項から第3項までの規定により使用者

聴取

（半日単位取得も含む）については、この5日から控除され、残日数のみが使用者の時季指定義務となります。

4、年次有給休暇管理簿の作成
使用者は、年次有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、当該年次有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません。

3、労働者からの意見

使用者は、新労働基準法第39条第7項の規定により、労働者に年次有給休暇の時季を定めることにより与えるに当たっては、あらかじめ、当該年

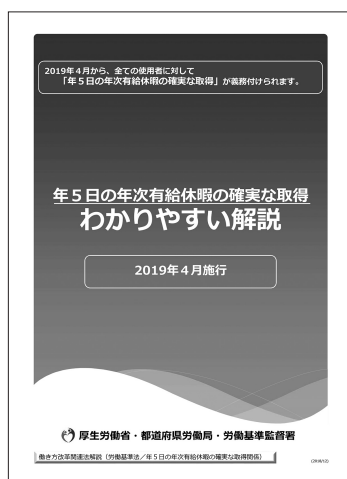
5、罰則

なお、時間単位年休を

年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます!!

消化した場合においては、その時間を5日から控除することはできません。
 (3) 所定労働日数が少ない労働者について
 比例付与の対象者で、前年度から繰り越した年次有給休暇を含めると10日以上、年次有給休暇を所有することになっても、5日の取得義務化の対象とはなりません。あくまで当年度の付与日数が10日以上、労働者が対象となります。

(4) 繰り越した年次有給休暇について
 繰り越した年次有給休暇を消化した場合であっても、5日から控除することができません。期間内に消化した年次有給休暇であれば対象となります。
 7、目標
 年次有給休暇については、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020年までに、その取得率を70%とすることが目標として掲げられています。
 各企業において、来年度の業務計画等の作成に当たり、労働者の年次有給休暇の取得を十分考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討するなどし、その取得率の向上に努めていただくようお願いいたします。



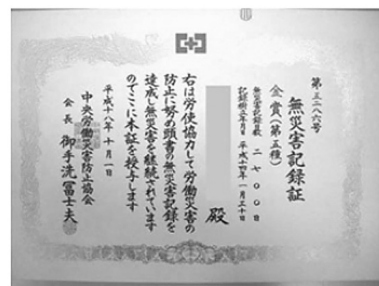
【厚生労働省のホームページに掲載されています】

年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説

検索

無災害記録証授与制度のご案内

無災害記録証授与制度には、厚生労働省が行う「無災害記録証授与制度」と、中央労働災害防止協会が行う「中小企業無災害記録証授与制度」の2種類があります。それぞれ業種と従業員規模により無災害記録時間や日数が決められています。詳細は次の通りです。



中央労働災害防止協会ホームページより

① 無災害記録証授与制度

厚生労働省では、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、無災害記録証を授与しています。これは無災害であった労働時間数に応じて、第1種から第5種まで5段階の無災害記録証を授与できる制度で、事業場からの申請に基づいて厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証が授与されます。無災害であった労働時間数は業種によって異なることのほか、労働者数が100名未満か、以上であるかによっても異なります。

申請・お問い合わせは、名古屋北労働基準監督署安全衛生課（☎052-961-8654）まで。

② 中小企業無災害記録証授与制度

中央労働災害防止協会（中災防）では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。表彰の対象となる事業場は、中小企業に属し、労働者が10人以上100人未満の事業場です。無災害記録日数は事業場の業種と労働者数によって定められています。記録は第1種から第5種までの5段階あります。

申請・お問い合わせは、中央労働災害防止協会愛知県支部（☎052-221-1439）まで。

事業場のみなさまにおかれましては、安全意識の向上・継続のためにもぜひこの制度をご利用下さい。表彰対象事業場の基準については、当協会事業企画課（☎052-961-3655）にてご案内いたします。